

番号	御意見の概要	消費者庁の考え方
1	<p>【意見1】</p> <p>「亜硫酸塩等」の清涼飲料への適用という内容だが、これまで厳格だったはずの清涼飲料への、量的緩和という事で、賛成はできない。</p> <p>消費者庁では「海外では緩い」と緩和の理由を述べている様だが、それと国民の健康利益と、何の関係があるのか。</p> <p>一部の国だけを採り上げて、悪い方に合わせていたら、食品の安全はどんどん低下していくに決まっている。</p> <p>これまで通り 0.03g/kg の規制を続けるべきだ。</p>	<p>【回答1】</p> <p>今般、改正する「亜硫酸塩等」の使用基準は、清涼飲料水のうち、ぶどう酒からアルコールを除去したもの及びこれにぶどう果汁（濃縮ぶどう果汁を含む。）を加えたもの（いわゆるノンアルコールワイン）に限られており、本改正内容を踏まえた食品健康影響評価の摂取量推計においても許容一日摂取量を超過しないと、食品安全委員会にて評価されています。</p>
2	<p>【意見2】</p> <p>添加物の規格基準の改正について事業者からの要請を受けて検討がなされているが、長期間を要している。これに関し下記2点検討いただきたい。</p> <p>1 使用基準改正要請者に指定添加物に関する安全情報を求めないこと。</p> <p>2 使用基準改正要請についてはSPS措置の対象となっていないか確認すること。</p> <p>なお、今回募集要項添付資料につき下記2点ご確認いただきたい。</p> <p>3 改正後の下線部分が1月9日審議会の答申と異なっていることについて。</p> <p>4 SPS通報における対象食品の英訳がColumn2の記載内容と individual substances とが異なっていることについて。</p>	<p>【回答2】</p> <p>（1及び2について）</p> <p>改正要請の手續に関する御意見であり、本改正内容に対する直接的な御意見ではないことから、回答は差し控えます。</p> <p>（3について）</p> <p>法技術的な観点から、下線を引く箇所を一部変更しました。改正後の文章自体に変更はありません。</p> <p>（4について）</p> <p>Column2については、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第2 添加物の部 F 使用基準のうち、添加物一般の項の改正案の英訳を記載しており、一方 individual substances については、亜硫酸塩等の個別の項の改正案の概要を記載しているため、記載が一部異なっています。</p>

※上記のほか、今回の意見募集とは直接関係しない御意見を1件頂きました。